

全員協議会会議録

- 1 日 時 平成30年3月13日(火)
11時10分開会 11時43分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 大谷昭宣・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・原 紀夫
口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学、主任：鶴田瑞恵
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 意見書案の協議について
 - ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)
 - (2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：皆さまご苦労さまです。ただいまから全員協議会を開催する。
それでは早速議件に入っていく。

議件1 意見書案の協議について

- ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）

加来議長：「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）」について協議をしたい。意見書の請願については昨日採択された。提出者である桜井議員から意見書（案）について説明をお願いします。

桜井議員：意見書の請願は総務産業常任委員会に付託をされ、総務課に来ていただいて説明を受け、法律が改正になった部分とそれに基づく市町村の準備をする段階ということで、委員会として町の対応等も聞いた上で、委員会での議論をして、その後意見書としてまとめさせていただいた。ご覧のように請願においては、記以降の部分で1番から4番までである。趣旨については同意するということであるが、4番「非正規労働者の格差是正を求める『同一労働同一賃金』の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと」については、趣旨とは若干異なるのではないかという議論がなされた。更なる改善を地方自治法に求めていくということになると、この趣旨とは若干違うのではないかということで、それは踏み込めない部分でないかという議論がされた。議論した上でこの4番目は、今回の意見書の趣旨の中では削除するというかたちの中で意見書案としてまとめた。

加来議長：意見書案についてただいま説明があったが目を通す時間が必要か。
（必要なしの声あり）

加来議長：ただいま説明があったか意見書案について意見・質疑等があれば受ける。

北村議員：請願にある記以下4項目目を削除した理由で、趣旨が違うとの説明であった。地方公務員法及び地方自治法の一部改正がされているが、今日的な意味合いでいくと、今の政府でも同一労働同一賃金と言っている。そのような状況の中でもう少し不備な点の改善を求めたいという趣旨であるので、これは必ずしも外れていないということで、中央政府に対する要請事項であるので、加えるべきだと私は思う。

桜井議員：この請願については、法が改正され執行に向けて各自自治体がそれなりの準備をしてほしいというものである。それに加えてさらに踏み込んで法の改正を求めることは趣旨とは違うのではないかという思いである。

北村議員：趣旨とは違うというのは見解の違いかなと思うが、改めてやってほしいという意味合いなのか。どうして趣旨とは違うのかよく分からないが、もう少し説明いただきたい。

桜井議員：先程言ったとおり、委員会の中では、町総務課との意見交換の中でも議論をしたところであるが、更に改正を求めるということは、今回の意見書の趣旨とは違うという結論になった。

北村議員：同一労働同一賃金の原則に則って、今いる臨時職員の労働条件の改善とか、本来であるなら正職員として採用すべきところを臨時職員など非正規労働者となっている部分の移行に当たって労働条件の改善がなされないままいくというのはどうなのかなと思う。そのような趣旨については理解して賛成いただけるのか、できないのかその辺について伺いたい。

桜井議員：理解できるが、今回の意見書として出す分においては、基本的に改正された部分をしっかりと市町村にやるように準備をするようにということであるので、法の改正を求めることは若干違うのではないかという結論になった。

北村議員：こういった場合の意見書の文書について、請願者に対する何らかの説明とかそういうものはされるのか。

加来議長：意見書案については本会議で採択又は不採択の結果は請願者にすべて通知している。

高橋議員：質問というか、記以降の3点について、1番、2番は共にもう既に清水町では周知されていて調査も始めていて、もう出来上がっている。3番目については、文言の意味がよく分からない。今北村委員のほうから、移行に当たっては労働条件の「改善」という表現だったと思うが、意見案

を読むと既に雇われている人に対して労働条件を「維持」するようになっており、改善しなくてもよいと読めるような気がするが、それであればこのような内容の意見書を出す必要もないのではないかという気がする。私はその前段の趣旨に関しては特に反対するものではないが、議会として意見書を出すのはいかがなものかという見解である。その件について、意見書を出すという方々の意見をお聞きしたい。

加来議長：意見書の請願が本会議で採択となったので、意見書案は出さなければならないということになる。本会議では採決にはなるが、意見案を審議していただくことになる。意見案に賛成した方の考え方を聞きたいとのことであるが、何かあるか。

北村議員：会計年度任用職員については1年ということになるが、これまでずっと臨時職員ということで、任期のある職員であるが、それが継続的に続けられてきた。いわゆる雇止めがないようなかたちがあったと思うが、労働条件と言っている意味合いの中にはそういった要素もあるのではないかと思っている。

高橋議員：この文書に関しては誰が読んでも今回の新しい制度に基づくものではなくて、読み取れるとしたら今までどおりに雇いなさいというふうにしかな読めないが。もしそうではないという意図であれば文書は変えなければいけないような気がする。

加来議長：ただいま高橋議員から出た意見も含めて、質疑等があればお受けする。

北村議員：あえて雇止めをないようというか、パートタイム労働法の趣旨を入れてほしいというか、そういった意味合いで労働条件を維持するというのでいけばそういった文言に変えていくべきだと思う。あえて文章を変えてほしいということであれば、そういうことになる。

加来議長：ただいま、高橋議員、北村議員より質疑・意見等が出ているが、それに対して皆さんから何かあれば、委員会でその点について協議はされたか。

桜井議員：特にされていないが、非正規職員の適正な任用について、2020年4月から施行されるということで、それまでに条例を含めて準備をなささいということである。着々とそういうことを進めるように国のほうからも指導しなさいということに基づいて、委員会としては4番を除いて、そのとおりだと思ったところ。

加来議長：そのほかに質疑・意見等はあるか。

(なしの声あり)

加来議長：それでは、今この意見書の内容を変えたらいいという意見等があったが、基本的にこの意見書案で議会に提出・審議をするということによろしいか。

(はいの声あり)

加来議長：この意見書案は最終日に提出をさせていただくので、ご審議をお願いします。

議件2 その他

加来議長：その他ということで、皆さんのほうから何かあれば受けるが。

中島議員：前に思っていたことだが、常任委員会の中で、議長会から要請のあった意見書について議長会の会議の中での話があったことについての議長から助言をいただいたことが何点かあったような気がする。議長会で協議されたことについては、諸般の報告でも報告されているが、全部とは言わないが特にうちの町に関連するようなことが議長の判断であれば、全員協議会の場で、今後お話をいただいてもいいのではないかと思っていたことを今ふと思いついた。議長は大変忙しいのは認識しているところであるが、これから審査していく意見書について、その他のこともあるかもわからないが、議長のほうから先程の情報提供に配慮していただくことは可能かどうか議長にお考えをお聞かせ願えればありがたい。

加来議長：意見書案については、協議しないでそれぞれに町に直接送ってくる場合がある。全道でそういう方向で決まったということである場合もあるし、十勝で協議をしてからお願いをする場合もある。我々議長が全く知らない段階でこういう意見書の協力をお願いすると来る場合もある。それについては、事前にその趣旨を調べた上で議会運営委員会のほうに諮って取扱い等を協議してもらっている。そういうことについてもできるだけ皆さんに報告をすることがあればそれはやぶさかではない。あと、議長会で協議されていることについては、定例会等が年に2回あり新年度予算、昨年度決算等を協議しており、諸般の報告でも

報告しているが、早く皆さんに伝えることがあれば、全員協議会等で皆さんにできるだけ伝えることは努力していきたいと思う。

他に何かあるか。

口田委員：実は、今回どうも胸の中がしっくりいかない事案がある。今回の一般質問において不祥事の問題について各議員がいろいろ指摘され、それに対する答弁もあった。その前段として、前回の全員協議会の中で、私がこの問題に対して説明を求めたが一貫として説明を拒んだ。それはなぜなのだろうと、どうもしっくりしない。今日の会議は執行側がいないから、あえて答弁は求めないが、どうもしっくりこないことがある。それから、考えてみるとこの問題に対して議長に相談があったのではないかと思っている。議長のほうからこれはもう議員に説明をする必要がないというふうに言われたのなら私はあえてこれ以上触れないでおこうと思うが、その判断を議長がされたのかどうかについて確認したい。

加来議長：報道に出るといふ時に、こういう事案が発生したという報告を副町長のほうから受けた。そこで、執行側として議会に対して何か対応することはあるかということについては副町長と協議をした。副町長からは、個人情報に関係だとか、今の段階で新聞に出るといふことで、全員協議会などの場で皆さんに報告できるようなことではないという話があった。執行側がそのような対応だったので、その後はあえてその件に関して全員協議会を開いたりすることは一切なく今に至っている。

口田議員：分かりました。いろいろ新聞報道があった件について議長からの話が何もないし、ずっと沈黙状態が続いていた。いつどういう話が出てくるのか待っていたがでてこなかった。ということは、議長判断で説明する必要がないという判断をされたのだなと私は解釈した。本当にそれでよかったなら一般質問がこんなにたくさん出るはずはない。それほど重要視されていなかったのかなというような気がしたのであえて議長の考えを質した。

加来議長：私は判断していない。執行側が説明できる段階でないと判断した。それでは、その後一般質問等が出てくるということも確認した。

口田議員：わかりました。私がこの問題についてしっくりこないのので敢えて執行側に再度確認しても議会としては問題ないか。議長としての立場にも影響はないか。

加来議長：執行側に対してということか。

口田議員：執行側が説明を拒んだその理由について説明をまた求めたいと思うが、そのことについて私が執行側に説明を求めても議長の立場上問題はないか。

加来議長：全く問題はない。副町長との協議の際には事務局長も同席させている。隠してという話ではない。議会の対応について協議をさせていただいただけ。

口田議員：わかりました。議長の立場があるので、それを害してまではどうかと思ったので、聞いた。

加来議長：全く問題ない。議会が最優先である。議員の皆さんが町民のために質疑をするのであればそれを拒むものは何もない。

口田議員：分かりました。

加来議長：他に何かあるか。

北村議員：全員協議会であるので、今回の一連の事件を含めてその後の町の対応も含めて自治法に規定する議会の役割として二元代表制ということで考えた時に、このままでいいのかどうかについて議会を構成する議員の中で考えていく必要があるのではないか。議長と町長との話などもありますが、やはりその辺のところをどう考えていくべきなのか。町民は何も知らされていない。新聞報道のままで何があったかよくわからないが、うわさだけが広がっている。そんな町でいいのかという思いを持っている人がいっぱいいる。それらのことは議員のほうへ伝えられている。今回不祥事についての一般質問がこれだけ出たがどうも釈然としない中で一般質問も終わってしまったという状況。ここで結論を出してほしいとは言わないが、議会の役割としてどうなんだろうかとすることを皆さんに投げかけたいとは思っている。

加来議長：私も議会を運営する責任者として運営の仕方は執行側と協議をする。ただ事案について隠そうとか、丸く収めようとか、町民に見えないようにしようとか、そういうことについて一切話をするのではない。議会において議員がどのように町民の代表者として町民の負託にこたえるのかを第一義に置いて協議をしている。内々に何かを収めようとか、そういう

ことについて、執行側と議会運営の協議をすることは一切していない。私は皆さんの質疑を妨げるような思いでやることも一切ない。法や規則に沿ってやっているのだからそれだけは誤解されないよう北村議員に願います。

奥秋議員：この件について、先程口田議員が発言された。前回の全員協議会の際にも口田議員はこういう事案が発生したが、どう考えているのかについて質問をされた。その時に、執行側は事案が事案だけに発言をする場所があれば発言していくというようなニュアンスのことを発言された。それまでに本会議も臨時議会もなく、そういう場所がなかったのかなと思って、今回一般質問で取り上げさせていただいたという経過がある。町側としてはこういう全員協議会の開催をわざわざ依頼してまでもという考えでできなかったのかなという個人の判断で一般質問でという対応をとらせてもらった。それで執行側の考え方をもらったわけだが、それを隠そうとかそういうニュアンスは感じられなかったように思う。私個人としては、役場の中で起きたが、被害者側の家族のことも考慮したというふうに考えていた。

北村議員：私は隠そうとしているとかそんなことを言っているわけではない。町民が疑問に思っていることに関して、執行側がやっていることに対して監視機能なり政策提言機能を持っている議会として、任務を果たしきれているのかどうかということをお皆さんに問いかけてだけである。だから、隠そうとしているとか、そういうつもりで言ったつもりではない。このままでいいのかどうかということ。致し方ないということであれば仕方がないとは思っている。皆さんのご意見をいただきたいということで発言をした。

桜井議員：ちょっと事実確認をしたい。1月22日に臨時議会が開かれて、その後全員協議会があった。その後新聞報道がされた。全員協議会の際には執行側は新聞に出るということは認識していたのか。

加来議長：新聞報道になるということで、私のほうに相談に来た。

桜井議員：全員協議会の際には、まだ報道に出るか出ないかは認識していなかったのか。

加来議長：おそらく報道になるとは知らなかったと思う。

桜井議員：分かりました。給食の異物混入の関係などもあるし、再三全員協議会の中でも指摘したことあるので、そういう危機管理マニュアルの中で、そういうものが出たときには、まだ対応していない状況でも個人情報に関係であっても速やかに隠さず出していかなければだめだと思う。それが大きなことに結びつか新聞報道に出るかは別としては、そういう事案があったと認識した場合は出していかなければだめだと思う。ああいうふうに新聞に出てしまうと、議員であっても知らないことが、町民に聞かれたりしておかしな話になってしまうので、その辺はちゃんと共有していかないとだめだと思う。

加来議長：執行側から議員の皆さんに説明をしたいという時はそういうことを踏まえてである。執行側から要望がある時はできるだけ速やかにそれに応えるようにと私は受付をしている。いろいろなケースもあると思うが、今後もできるだけ説明をしていただけるようなことは執行側には伝えていきたいと思う。

桜井議員：よろしく願います。

加来議長：先程北村議員から議員の心構えというか、議会の役割ということについて、皆さんの意見を聞きたいということであったが、皆さん何かあるか。

(発言なし)

加来議長：基本的には、皆さんは、北村議員が思っているような先程述べたような考えは基本的に共有していると思う。それである個人がそれぞれの立場で活動していると思う。

加来議長：他にはないか。

北村議員：今の件とは違うが、先月、厚生文教常任委員会の所管事務調査で給食センターへ行ったが、その説明の中で異物混入が4件ほどあったことをそこで言われた。隠蔽するつもりはないのだろうが、どうも教育委員会にはそのことを報告されていなかったのではないかと私は感じたがその辺のところはそういう状況でいいのかどうかという思いがある。

加来議長：北村議員、それは所管事務調査の中でしっかり調査してください。それはここで協議をする問題ではない。

他にはないか。

(なしとの声あり)

加来議長：その他は終了したいと思う。事務局から願います。

佐藤局長：この後、議会のホームページや議会報告会のために撮影を行いたいのでよろしく願います。

加来議長：これで全員協議会を終了する。ご苦労様です。